◇**地方公共団体情報システム機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令**（政令第三六六号）（総務省）

1　関係政令の整備

地方公共団体情報システム機構の設立に伴い、国家公務員退職手当法施行令等一〇政令の各条項において、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第一〇条関係）

㈠　国家公務員退職手当法施行令（昭和二八年政令第二一五号）第九条の二及び第九条の四

㈡　自衛隊法施行令（昭和二九年政令第一七九号）別表第一〇

㈢　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）第四三条第一項及び第二項

㈣　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三七年政令第三五二号）第三九条第五号及び第四三条第六項第五号

㈤　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三七年政令第三九三号）

㈥　独立行政法人等登記令（昭和三九年政令第二八号）別表

㈦　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成一二年政令第五二三号）本則

㈧　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成一五年政令第二七号）第一条

㈨　職員の退職管理に関する政令（平成二〇年政令第三八九号）第二条及び第三一条

㈩　総務省組織令（平成一二年政令第二四六号）第一〇条

2　経過措置

財団法人地方自治情報センターの解散の登記の嘱託等について定めることとした。

3　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害及びこれに対し適用すべき措置等を指定する政令**（政令第三六七号）（国土交通省）

1　東日本大震災を大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第二条第一項の特定大規模災害として指定することとした。

2　当該特定大規模災害に対し適用すべき措置及びこれを適用する地区としてそれぞれ被災地短期借地権に係る措置及び福島県双葉郡大熊町を指定することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十七号

国家公務員退職手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条第一項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の四に次の五号を加える。

九十八　株式会社産業革新機構

九十九　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百　株式会社地域経済活性化支援機構

百一　株式会社民間資金等活用事業推進機構

百二　株式会社海外需要開拓支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項に次の五号を加える。

百八　株式会社産業革新機構

百九　株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百十　株式会社地域経済活性化支援機構

百十一　株式会社民間資金等活用事業推進機構

百十二　株式会社海外需要開拓支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第六項第五号中「旧空港周辺整備機構を含む。）」の下に「、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構」を、「地方公共団体金融機構」の下に「、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文